港湾情報処理システム機器賃貸借（意見招請　回答）正誤表

	No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書（変更前）	仕様書（変更後）	回答(方針)
誤	5	特記仕様書	6	5-2-(12) 撤去	⑨	データの取り扱いに関して、データ消去、物理破壊ができない場合を想定し明確化する必要があります。仕様の変更をお願いします。	受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、データ消去が完了した不要機器を適法かつ安全・確実に廃棄すること。	復元可能な方法でデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、記憶媒体を適法かつ安全・確実に廃棄すること。 記憶媒体以外の物件(筐体やその他機器)については国が推進する3R政策に基づき再利用することも可とする。	【記載の変更】 記憶媒体の復元可能な方法でのデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、適法かつ安全・確実に廃棄すること。 また、記憶媒体以外の物品（筐体やその他機器）について、国が推進する3R政策に基づき再利用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。

	No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書（変更前）	仕様書（変更後）	回答(方針)
正	5	特記仕様書	6	5-2-(12) 撤去	⑨	データの取り扱いに関して、データ消去、物理破壊ができない場合を想定し明確化する必要があります。仕様の変更をお願いします。	受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、データ消去が完了した不要機器を適法かつ安全・確実に廃棄すること。	復元不可能な方法でデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、記憶媒体を適法かつ安全・確実に廃棄すること。 記憶媒体以外の物件(筐体やその他機器)については国が推進する3R政策に基づき再利用することも可とする。	【記載の変更】 記憶媒体の復元不可能な方法でのデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、適法かつ安全・確実に廃棄すること。また、記憶媒体以外の物品（筐体やその他機器）について、国が推進する3R政策に基づき再利用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。

【意見招請】に対する回答

No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書(変更前)	仕様書(変更後)	回答(方針)
1	特記仕様書	2	5-2-(3)信頼性等要件	② 業務継続性要件(イ)	新システム入替後、常駐SEを含む運用関係者には次期システム引き継ぎのため事前の本稼働を迎えるための準備に関する仕様が必要と判断します	システムの稼働後に障害等が発生した場合においても、業務継続に支障を来すことの無いよう対策を講じ、運用計画等に盛り込み、運用者へ教育等を行うこと。	システムの稼働後に障害等が発生した場合においても、業務継続に支障を来すことの無いよう対策を講じ、運用計画等に盛り込み、運用者へ教育等を行うこと。 R6年3月の1ヶ月間は常駐SEに教育を行うこと。受注者は必要に応じて、1ヶ月間は常駐SEの支援として常駐を行うこと。また現行独自で作成・利用している運用ツールにおいて改版を行うこと。	【変更なし】 提案内容に問題はありませんが、詳細な内容までは仕様書に記載しません。
2	特記仕様書	4	5-2-(8)保証	追加	・安心・安全で高品質なシステム提供(品質保証活動) ・生産性向上の取組 の根拠となる資格記述が必要と判断します。 仕様に追加をお願いします。		システム構築業者は、下記の資格を取得していること。 ・品質マネジメントシステムISO9001 ・プライバシーマーク認定 ・情報セキュリティマネジメントシステムISO27001 ・子育てサポート企業として　くるみん認定	【変更なし】 ご意見のとおり、資格要件の必要性については認識していますが、本仕様書には記載していません。
3	特記仕様書	5	5-2-(9)他業務および既存システムとの調整	②	既存導入業者への問い合わせおよび協力の依頼事項が発生した場合の費用に関する記述がありません。仕様の変更願います。	既存導入業者への問い合わせおよび協力の依頼事項が発生した場合は、受注者の責任において行うこと。	既存導入業者への問い合わせおよび協力の依頼事項が発生した場合は、受注者の責任において行うこと。 また、その際に発生する費用についても本調達見積に含めること。	【記載の変更】 既存導入業者への問い合わせおよび協力の依頼事項が発生した場合は、受注者の責任において行うこと。また、その際に必要な経費については、受注者の負担とする。
4	特記仕様書	6	5-2-(12) 撤去	⑦	データ消去に関する記載はありますが、データ消去に至るプロセスについて明記することで、データ消去対象物の持ち出しから完了までの責任所在を明確にする必要があります。仕様の変更をお願いします。	本賃貸借の終了時に、受注者の責任においてデータ消去を行い、第三者が復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元できないよう、完全・確実にデータを消去すること。	本賃貸借終了後に、受注者の責任においてデータ消去を行い、第三者が復元ソフトウェア等を利用しても復元できないよう、完全・確実にデータ消去すること。 記憶媒体が大量にある理由により、集積した記憶媒体を賃貸借人が外部へ撤去。搬出後にデータ消去を行う場合には、事前に作業場所及び方法等を協議すること。	【記載の変更】 本賃貸借終了後に、受注者の責任においてデータ消去を行い、第三者が復元ソフトウェア等を利用しても復元できないよう、完全・確実にデータ消去すること。また、作業場所及び方法等については、事前に発注者と協議を行うこと。

No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書(変更前)	仕様書(変更後)	回答(方針)
5	特記仕様書	6	5-2-(12) 撤去	⑨	データの取り扱いに関して、データ消去、物理破壊ができない場合を想定し明確化する必要があります。仕様の変更をお願いします。	受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、データ消去が完了した不要機器を適法かつ安全・確実に廃棄すること。	復元不可能な方法でデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、記憶媒体を適法かつ安全・確実に廃棄すること。 記憶媒体以外の物件(筐体やその他機器)については国が推進する3R政策に基づき再利用することも可とする。	【記載の変更】 記憶媒体の復元不可能な方法でのデータ消去や物理破壊が困難な場合には、受注者廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守し、適法かつ安全・確実に廃棄すること。また、記憶媒体以外の物品(筐体やその他機器)について、国が推進する3R政策に基づき再利用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
6	特記仕様書	9	9-1. 構築業務	(2) 構築	項7の追記が必要なため、番号を追記する。仕様に追記をお願いします。	既に作成されている基本設計書並びに詳細設計書を参考とし、本仕様書を基に、構築および単体テストを行う。また、標準記述様式および標準規約等を定め、ドキュメント間の整合性を確保すること。	①既に作成されている基本設計書並びに詳細設計書を参考とし、本仕様書を基に、構築および単体テストを行う。また、標準記述様式および標準規約等を定め、ドキュメント間の整合性を確保すること。	【記載の変更】 ①既に作成されている基本設計書並びに詳細設計書を参考とし、本仕様書を基に、構築および単体テストを行う。 また、標準記述様式および標準規約等を定め、ドキュメント間の整合性を確保すること。
7	特記仕様書	9	9-1. 構築業務	(2) 構築	構築時には「最新版OSによる再構築が原則となること」「アプリケーション仕様に最新版OSで動作保証が受けられない場合の構築」について明記されておりません。仕様の追加をお願いします。	-	②ゲストサーバに導入するOSについては、原則Windows2022による再構築を行うこととする。ただし稼働するアプリケーションの仕様によっては、Windows2019も可とする。	【記載の追加】 ②ゲストサーバに導入するOSについては、原則Windows2022による再構築を行うこととする。ただし、稼働するアプリケーションの仕様によっては、Windows2019も認める。

No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書(変更前)	仕様書(変更後)	回答(方針)
8	特記仕様書	11	10-1. 移行・導入の基本方針	(1) 業務継続性の確保	既存の稼働システム接続についての記述がありませんでした。仕様の追加をお願いします。	-	⑦移行時の既存システムへの接続、ネットワークへの接続については、既存導入業者との十分な協議を行った上で実施すること。また本項にかかる既存業者に対する作業費用についても本調達の見積に含めること。	【変更なし】 移行時の既存システムへの接続、ネットワークへの接続については、①②③および5-2-(9) 他業務および既存システムとの調整に含まれます。 また、費用負担についても、5-2-(9) 他業務および既存システムとの調整　②に記載
9	特記仕様書	12	10-2. 移行・導入業務の進め方	(7) その他留意事項③	既存導入業者への問い合わせおよび協力の依頼事項が発生した場合の費用に関する記述がありません。仕様の追記をお願いします。	構築および移行時においてトラブルが発生した際には、既存システムも含めた、状況の調査・切り分け対応を行うこと。受注業者単独の対応で修復に至らない場合は、既存システム構築業者への支援を仰ぎ、受注業者の責任において復旧に努めること。	③構築および移行時においてトラブルが発生した際には、既存システムも含めた、状況の調査・切り分け対応を行うこと。受注業者単独の対応で修復に至らない場合は、既存システム構築業者への支援を仰ぎ、受注業者の責任において復旧に努めること。またその際に発生する費用についても本調達の見積に含めること。	【記載の変更】 ③構築および移行時においてトラブルが発生した際には、既存システムも含めた、状況の調査・切り分け対応を行うこと。受注業者単独の対応で修復に至らない場合は、既存システム構築業者への支援を仰ぎ、受注業者の責任において復旧に努めること。また、その際に必要な経費については、受注者の負担とする。
10	特記仕様書	12	10-3. 移行・導入期間の構成	(2) Active Directory の移行・導入	(2)Active Directory の導入OSが、古いOSを記載しているため訂正をお願いします。仕様の訂正をお願いします。	① Active Directory は現行システムのWindows Server 2012 R2 からWindows Server 2016 にドメインを移行する。	① Active Directory は現行システムのWindows Server 2016 からWindows Server 2022 にドメインを移行する。	【記載の変更】 ① Active Directory は現行システムのWindows Server 2016 からWindows Server 2022 にドメインを移行する。

No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書(変更前)	仕様書(変更後)	回答(方針)
11	特記仕様書	16	11-2. システム要件	11-2-3. ファイアウォール(2)	ファイアウォールのログは、ファイアウォールログ解析装置で行います。仕様の訂正をお願いします。	ファイアウォールのログは、インターネット管理サーバにて集中管理およびレポート作成を行えるように設定を行うこと。	ファイアウォールのログは、ファイアウォールログ解析装置にて集中管理およびレポート作成を行えるように設定を行うこと。	【記載の変更】 ファイアウォールのログは、ファイアウォールログ解析装置にて集中管理およびレポート作成を行えるように設定を行うこと。
12	特記仕様書	16	12-1-1. 本賃貸借概要	(1) 既存システムとの連携および修正における注意事項②	作業の結果生じた作業責任において、既存システムへの影響を考慮した記載がありません。仕様の追記をお願いします。	作業を行う際の条件の調整や、作業の結果生じた作業の責任については、受注者の責任で行うこと。	作業を行う際の条件の調整や、作業の結果生じた作業の責任については、受注者の責任で行うこと。また、既存システムへの影響を考慮し、既存機器への作業については既存導入業者に依頼する。本項にかかる既存業者に対する作業費用についても本調達見積に含めること。	【記載の変更】 作業を行う際の条件の調整や、作業の結果生じた作業の責任については、受注者の責任で行うこと。また、その際に必要な経費については、受注者の負担とする。
13	特記仕様書	18	表 12-2-2 Active Directory サーバ仕様	② 機能要件(ウ)	Windows Server 2016は、OSサポート切れのため、Windows Server 2022としていただきたい。仕様の変更をお願いします。	(ウ)ドメインの機能レベルおよびフォレストの機能レベルはWindows Server 2016 以上を想定している。 詳細については導入時に、各システムの対応状況を調査のうえ、当局係官と協議して決定するものとする。	(ウ)ドメインの機能レベルおよびフォレストの機能レベルはWindows Server 2019 以上を想定している。	【記載の変更】 (ウ)ドメインの機能レベルおよびフォレストの機能レベルはWindows Server 2019 以上を想定している。

No.	資料	ページ番号	該当項	項目名	理由(意見の場合のみ記述)	仕様書(変更前)	仕様書(変更後)	回答(方針)
14	特記仕様書	28	(16) その他周辺機器	③ 運用管理クライアント(イ)	Microsoft Office Home & business 2019はサポート終了は2025年10月です。最新版のMicrosoft Office Home & business 2021への訂正をお願いします。	Microsoft Office Home & business 2019 がインストールされること。	Microsoft Office Home & business 2021 がインストールされること。	【記載の変更】 Microsoft Office Home & business 2021 がインストールされること。
15	特記仕様書	29	12-3-2. ネットワーク機器仕様基本方針	②	ネットワーク機器の接続は既存のLANケーブルを継続し利用したい。更新機器の設置によるLANケーブルが不足した場合についての仕様に変更をお願いします。	ネットワーク機器の接続においては、敷設・交換するLAN ケーブルは、黄色のCat6 ケーブルを使用する。	ネットワーク機器の接続においては、新規に敷設・交換する場合はLAN ケーブルは、黄色のCat6 ケーブルを使用する。	【記載の変更】 ネットワーク機器の接続においては、新規に敷設・交換する場合はLAN ケーブルは、黄色のCat6 ケーブルを使用する。